

(別添2)

厚生労働省発健0115第10号
平成22年1月15日

都道府県知事
各 政令市市長 殿
特別区区長

厚生労働事務次官

「受託医療機関等における新型インフルエンザ(A/H1N1)
ワクチン接種実施要領」の一部改正について

今般、「新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種の基本方針」(平成21年10月1日新型インフルエンザ対策本部決定)が平成21年12月15日付けで改定されことから、「受託医療機関における新型インフルエンザ(A/H1N1)ワクチン接種実施要領」の一部を別紙のとおり改正したので通知する。

については、貴管内の関係機関及び市町村へ周知徹底を図るとともに、その実施に遺漏なきを期するようお願いしたい。

(別紙) 受託医療機関における新型インフルエンザ (A/H1N1) ワクチン接種実施要領

改 正 後	現 行
<p>目 次</p> <p>1、2 (略)</p> <p>3 <u>接種対象者</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>優先接種対象者等以外の者</u></p> <p>(3) <u>接種対象者の選択</u></p> <p>4～11 (略)</p>	<p>1、2 (略)</p> <p>3 <u>優先接種対象者等</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>優先接種対象者等の選択</u></p> <p>4～11 (略)</p>
<p>1 目的</p> <p>新型インフルエンザ (A/H1N1) については、① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。しかしながら、基礎疾患を有する者等において重症化する可能性が高いことから、季節性のインフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療を始め、我が国の社会経済に深刻な影響を与えるおそれがある。</p> <p>このため、今回のウイルスの特徴等も踏まえ、政府の基本的対処方針において、新型インフルエンザ対策の目標を①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守る、とし、様々な対策を講じている。この「基礎疾患を有する者等を守る」とは、すなわち直接的、間接的に死亡や重症化を防ぐことを意味する。</p> <p>インフルエンザワクチンは、一般的には、重症化予防、死亡数減少を主な目的として使用されており、今回の新型インフルエンザに対する予防接種も、死亡者や重症者の発生をできる限り減らすこと及びそのために必要な医療を確保することをその目</p>	<p>1 目的</p> <p>新型インフルエンザ (A/H1N1) については、① 感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復しており、② 抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど、季節性インフルエンザと類似する点が多い。しかしながら、基礎疾患を有する者等において重症化する可能性が高いこと、国民の大多数に免疫がないことから、今後秋冬に向けて、季節性のインフルエンザの感染者を大きく上回る感染者が発生し、医療を始め、我が国の社会経済に深刻な影響を与えるおそれがある。</p> <p>このため、今回のウイルスの特徴等も踏まえ、政府の基本的対処方針において、新型インフルエンザ対策の目標を①国民生活や経済への影響を最小限に抑えつつ、感染拡大を防ぐとともに、②基礎疾患を有する者等を守る、とし、様々な対策を講じている。この「基礎疾患を有する者等を守る」とは、すなわち直接的、間接的に死亡や重症化を防ぐことを意味する。</p> <p>インフルエンザワクチンは、一般的には、重症化予防、死亡数減少を主な目的として使用されており、今回の新型インフルエンザに対する予防接種も、死亡者や重症者の発生をできる限り減ら</p>

改 正 後	現 行
<p>的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>接種対象者</u> (削除)</p> <p>(1) 優先接種対象者等 <u>新型コロナウイルスのワクチンを優先的に接種する対象者及びその他の者(以下「優先接種対象者等」という。)</u>は、次に掲げるとおりである。</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(2) <u>優先接種対象者等以外の者</u> <u>優先接種対象者等以外の者に対する接種については、優先接種対象者等への接種事業の状況等を踏まえ、接種を進める。</u></p> <p>(3) <u>接種対象者の選択</u> <u>ア 受託医療機関は、国と委託契約を締結したことをもって、すべての者に対する接種を行うことが求められなく、その判断において、接種を行う対象者の範囲を選択することができる。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>4 接種の場所 (略)</p>	<p>すこと及びそのために必要な医療を確保することをその目的とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>優先接種対象者等</u> <u>新型コロナウイルスのワクチンを優先的に接種する対象者及びその他の者(以下「優先接種対象者等」という。)</u>は、次に掲げるとおりである。</p> <p>(1) 優先接種対象者等</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>優先接種対象者等の選択</u> <u>ア 受託医療機関は、国と委託契約を締結したことをもって、すべての優先接種対象者等に対する接種を行うことが求められるわけではなく、その判断において、接種を行う優先接種対象者等の範囲を選択することができる。</u></p> <p>イ～エ (略)</p> <p>4 接種の場所 (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>5 接種の時期及び期間 受託医療機関は、都道府県が、国において示す<u>接種対象者</u>ごとの開始時期の目安等を参考にして、<u>新型インフルエンザ</u>の流通状況等を踏まえ決定した開始時期及び接種期間に従い、接種を行う。</p> <p>6 予防接種の実施 (略)</p> <p>(1) 接種の予約等 受託医療機関においては、インフルエンザ患者も多数通院していることが予想されることから、接種を行う場合は予約制とし、ワクチン接種を行う時間と他の患者の診療時間とを別にすることやパーテーション等により他の患者と空間的に分離することなどにより、<u>被接種者の感染リスクの軽減を図る。</u></p> <p>(2) 対象者の確認</p> <p>ア 受託医療機関は、接種前に、<u>新型インフルエンザの予防接種の優先接種対象者等</u>であることを、<u>優先接種対象者等</u>ごとに次に掲げる公的な書類等により<u>確実に確認する。</u>なお、年齢は接種時点のものとする。 <u>ただし、優先接種対象者等以外の者として接種する場合は、この限りではない。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 優先接種対象者等のうち、<u>身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等</u>：<u>優先接種対象者証明書</u>（別紙様式1）及び<u>被保険者証</u>、<u>住民票等</u>、<u>優先接種対象者</u>のうち、<u>身体上の理由により予防接種が受けられない者</u>と同一世帯であることを確認できる書類</p>	<p>5 接種の時期及び期間 受託医療機関は、都道府県が、国において示す<u>優先接種対象者</u>等ごとの開始時期の目安等を参考にして、<u>新型インフルエンザ</u>の流通状況等を踏まえ決定した開始時期及び接種期間に従い、接種を行う。</p> <p>6 予防接種の実施 (略)</p> <p>(1) 接種の予約等 受託医療機関においては、インフルエンザ患者も多数通院していることが予想されることから、接種を行う場合は予約制とし、ワクチン接種を行う時間と他の患者の診療時間とを別にすることやパーテーション等により他の患者と空間的に分離することなどにより、<u>優先接種対象者等の感染リスクの軽減を図る。</u></p> <p>(2) 対象者の確認</p> <p>ア 受託医療機関は、接種前に、<u>新型インフルエンザの予防接種の優先接種対象者等</u>であることを、<u>優先接種対象者等</u>ごとに次に掲げる公的な書類等により<u>確実に確認する。</u>なお、年齢は接種時点のものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑤ 優先接種対象者等のうち、<u>身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等</u>：<u>優先接種対象者証明書</u>（別紙様式1）及び<u>被保険者証</u>、<u>住民票等</u>、<u>優先接種対象者</u>のうち、<u>身体上の理由により予防接種が受けられない者</u>と同一世帯であることを確認できる書類</p>
<p>5 接種の時期及び期間 受託医療機関は、都道府県が、国において示す<u>接種対象者</u>ごとの開始時期の目安等を参考にして、<u>新型インフルエンザ</u>の流通状況等を踏まえ決定した開始時期及び接種期間に従い、接種を行う。</p> <p>6 予防接種の実施 (略)</p> <p>(1) 接種の予約等 受託医療機関においては、インフルエンザ患者も多数通院していることが予想されることから、接種を行う場合は予約制とし、ワクチン接種を行う時間と他の患者の診療時間とを別にすることやパーテーション等により他の患者と空間的に分離することなどにより、<u>被接種者の感染リスクの軽減を図る。</u></p> <p>(2) 対象者の確認</p> <p>ア 受託医療機関は、接種前に、<u>新型インフルエンザの予防接種の優先接種対象者等</u>であることを、<u>優先接種対象者等</u>ごとに次に掲げる公的な書類等により<u>確実に確認する。</u>なお、年齢は接種時点のものとする。 <u>ただし、優先接種対象者等以外の者として接種する場合は、この限りではない。</u></p> <p>①～④ (略)</p> <p>⑤ 優先接種対象者等のうち、<u>身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等</u>：<u>優先接種対象者証明書</u>（別紙様式1）及び<u>被保険者証</u>、<u>住民票等</u>、<u>優先接種対象者</u>のうち、<u>身体上の理由により予防接種が受けられない者</u>と同一世帯であることを確認できる書類</p>	<p>5 接種の時期及び期間 受託医療機関は、都道府県が、国において示す<u>優先接種対象者</u>等ごとの開始時期の目安等を参考にして、<u>新型インフルエンザ</u>の流通状況等を踏まえ決定した開始時期及び接種期間に従い、接種を行う。</p> <p>6 予防接種の実施 (略)</p> <p>(1) 接種の予約等 受託医療機関においては、インフルエンザ患者も多数通院していることが予想されることから、接種を行う場合は予約制とし、ワクチン接種を行う時間と他の患者の診療時間とを別にすることやパーテーション等により他の患者と空間的に分離することなどにより、<u>優先接種対象者等の感染リスクの軽減を図る。</u></p> <p>(2) 対象者の確認</p> <p>ア 受託医療機関は、接種前に、<u>新型インフルエンザの予防接種の優先接種対象者等</u>であることを、<u>優先接種対象者等</u>ごとに次に掲げる公的な書類等により<u>確実に確認する。</u>なお、年齢は接種時点のものとする。</p> <p>①～⑦ (略)</p> <p>⑤ 優先接種対象者等のうち、<u>身体上の理由により予防接種が受けられない者の保護者等</u>：<u>優先接種対象者証明書</u>（別紙様式1）及び<u>被保険者証</u>、<u>住民票等</u>、<u>優先接種対象者</u>のうち、<u>身体上の理由により予防接種が受けられない者</u>と同一世帯であることを確認できる書類</p>

改 正 後	現 行
<p>⑥、⑦ (略)</p> <p>イ 受託医療機関は、都道府県が接種対象者ごとに設定した接種開始時期より前には、当該接種対象者以外の者に接種しない。</p> <p>ウ 受託医療機関は、都道府県が接種対象者ごとに設定した接種開始時期の開始前に、他の接種対象者が接種を希望した場合、当該接種対象者の接種時期まで接種を待つよう説明する。</p> <p>エ 受託医療機関は、都道府県が接種対象者ごとに設定した接種期間の経過後に、当該接種対象者が接種を希望した場合は接種する。</p> <p>オ 基礎疾患を有する者のかかりつけ医療機関は、受託医療機関とならなかった場合、又は受託医療機関であるが基礎疾患を有する者に対し接種を行わない場合において、基礎疾患を有する者が他の受託医療機関で優先接種対象者として接種を希望した場合は、別紙様式1の「優先接種対象者証明書」を交付する。</p> <p>(3) 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者</p> <p>ア 予診</p> <p>(ア) 受託医療機関は、別紙様式2から4の「新型コロナウイルス予診票」(以下「予診票」という。)をあらかじめ接種対象者ごとの区分に応じて配付し、各項目について記入を求める。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p>	<p>⑥、⑦ (略)</p> <p>イ 受託医療機関は、都道府県が優先接種対象者等ごとに定められた接種開始時期より前には、当該優先接種対象者等以外の者に接種しない。</p> <p>ウ 受託医療機関は、都道府県が優先接種対象者等ごとに設定した接種開始時期の開始前に、他の優先接種対象者等が接種を希望した場合は、当該優先接種対象者の接種時期まで接種を待つよう説明する。</p> <p>エ 受託医療機関は、都道府県が優先接種対象者等ごとに設定した接種期間の経過後に、当該優先接種対象者等が接種を希望した場合は接種する。</p> <p>オ 基礎疾患を有する者のかかりつけ医療機関は、受託医療機関とならなかった場合、又は受託医療機関であるが基礎疾患を有する者に対し接種を行わない場合において、基礎疾患を有する者が他の受託医療機関で接種を希望した場合は、別紙様式1の「優先接種対象者証明書」を交付する。</p> <p>(3) 予診並びに予防接種不適合者及び予防接種要注意者</p> <p>ア 予診</p> <p>(ア) 受託医療機関は、別紙様式2から4の「新型コロナウイルス予診票」(以下「予診票」という。)をあらかじめ優先接種対象者等ごとの区分に応じて配付し、各項目について記入を求める。</p> <p>(イ)～(エ) (略)</p>

改 正 後	現 行
<p>イ 予防接種を受けることが適当でない者 受託医療機関の医師は、予診の結果、下記のような、新型インフルエンザの予防接種を受けることが適当でない者に該当すると判断した場合は、その査に対して、新型インフルエンザの予防接種を行ってはならない。 ①～④ (略)</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>オ 妊婦 妊婦に対する接種について、これまで季節性インフルエンザワクチンの接種により先天異常の発生頻度増加等は知られていないが、バイアル製剤には、保存剤（チメロサル0.0044～0.008mg/mL又は2-フェノキシエタノール0.0045mL/mL）が使用されている。なお、チメロサルはエチル水銀に由来する防腐剤であるが、過去に指摘された発達障害との関連性について、最近の疫学研究では関連性は示されていない。 一方、今回接種可能となるワクチンのうち、プレフィルドシリンジ製剤※には、保存剤の添加は行われていないことから、保存剤の添加されていないワクチン接種を希望する妊婦には、プレフィルドシリンジ製剤が使用できるよう、流通等において配慮を行うこととしているので留意されたい。 なお、諸外国の状況や日本産科婦人科学会の提言も踏まえ、<u>一般の新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、妊婦を優先接種の対象としている。</u></p> <p>※) あらかじめ注射器に注射液が充填されている製剤</p> <p>(4) 予防接種後副反応等に関する説明 予診の際は、新型インフルエンザワクチンの効果や限界、リスク、製品特性（製造法、アジュバントの有無、チメロサル等防腐剤の含有の有無等）、新型インフルエンザの予防接種後の</p>	<p>イ 予防接種を受けることが適当でない者 受託医療機関の医師は、予診の結果、下記のような、新型インフルエンザの予防接種を受けることが適当でない者に該当すると判断した場合は、その優先接種対象者等に対して、新型インフルエンザの予防接種を行ってはならない。 ①～④ (略)</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>オ 妊婦 妊婦に対する接種について、これまで季節性インフルエンザワクチンの接種により先天異常の発生頻度増加等は知られていないが、バイアル製剤には、保存剤（チメロサル0.0044～0.008mg/mL又は2-フェノキシエタノール0.0045mL/mL）が使用されている。なお、チメロサルはエチル水銀に由来する防腐剤であるが、過去に指摘された発達障害との関連性について、最近の疫学研究では関連性は示されていない。 一方、今回接種可能となるワクチンのうち、プレフィルドシリンジ製剤※には、保存剤の添加は行われていないことから、保存剤の添加されていないワクチン接種を希望する妊婦には、プレフィルドシリンジ製剤が使用できるよう、流通等において配慮を行うこととしているので留意されたい。 なお、諸外国の状況や日本産科婦人科学会の提言も踏まえ、<u>一般の新型インフルエンザワクチンの接種に当たっては、妊婦を優先接種の対象としている。</u>今後、添付文書においても<u>当該措置と整合を図る予定である。</u></p> <p>※) あらかじめ注射器に注射液が充填されている製剤（11月上旬以降に出荷が開始される予定）</p> <p>(4) 予防接種後副反応等に関する説明 予診の際は、新型インフルエンザワクチンの効果や限界、リスク、製品特性（製造法、アジュバントの有無、チメロサル等防腐剤の含有の有無等）、新型インフルエンザの予防接種後の</p>

改 正 後	現 行
<p>通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに健康被害救済制度について、<u>被接種者又はその保護者がその内容を理解し得るよう、別紙2「新型インフルエンザワクチンの接種に当たって」を用いて適切な説明を行う。</u></p> <p>(5) 接種意思の確認</p> <p>ア 保護者の同伴要件 16歳未満の者又は成年被後見人の被接種者については、原則、保護者（親権を行う者又は後見人という。以下同じ。）の同伴が必要である。</p> <p>イ 接種する意思の確認</p> <p>(ア) 受託医療機関は、<u>新型インフルエンザの予防接種を行うに際し、被接種者又はその保護者が自らの意思で接種を希望する旨の同意をしたことを別紙様式2から4の予診票に認められる場合に限り接種を行う。</u></p> <p>(イ) <u>被接種者又はその保護者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。</u></p> <p>(6) 他の予防接種との関係</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 新型インフルエンザの予防接種に併せて、他の予防接種を同時に同一の被接種者に対して実施する場合は、医師が特に必要と認められた場合に限り行うことができる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(7) 接種時の注意</p>	<p>通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに健康被害救済制度について、<u>優先接種対象者等又はその保護者がその内容を理解し得るよう、別紙2「新型インフルエンザワクチンの接種に当たって」を用いて適切な説明を行う。</u></p> <p>(5) 接種意思の確認</p> <p>ア 保護者の同伴要件 16歳未満の者又は成年被後見人の優先接種対象者等については、原則、保護者（親権を行う者又は後見人という。以下同じ。）の同伴が必要である。</p> <p>イ 接種する意思の確認</p> <p>(ア) 受託医療機関は、<u>新型インフルエンザの予防接種を行うに際し、優先接種対象者等又はその保護者が自らの意思で接種を希望する旨の同意をしたことを別紙様式2から4の予診票により認められる場合に限り接種を行う。</u></p> <p>(イ) <u>優先接種対象者等又はその保護者の意思を確認できない場合は、接種してはならない。</u></p> <p>(6) 他の予防接種との関係</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 新型インフルエンザの予防接種に併せて、他の予防接種を同時に同一の優先接種対象者等に対して実施する場合は、医師が特に必要と認められた場合に限り行うことができる。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(7) 接種時の注意</p>

改 正 後	現 行
<p>ア 遵守事項 (略)</p> <p>(ア) 被接種者の感染リスクを防止するため、他の患者と分離する等の措置を講じる。</p> <p>(イ) ～ (エ) (略)</p> <p>(オ) 受託医療機関において、新型インフルエンザの被接種者が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮する。</p> <p>イ 接種の方法</p> <p>(ア) <u>13歳以上の者に対しては、A型インフルエンザHAWクチン(H1N1株)を1回接種するものとし、13歳未満の者に対しては、1週間から4週間(4週間おおくことが望ましい。)の間隔をおいて2回接種するものとする。</u> なお、基礎疾患を有する者は1回接種とするが、著しく免疫反応が抑制されている者は、医師の判断により2回接種としても差し支えない。 <u>また、接種量は当該ワクチンの添付文書による。</u></p> <p>(イ) ～ (エ) (略)</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>(8) 予防接種後の措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 13歳未満の者及び基礎疾患を有する者であって医師が2回</p>	<p>ア 遵守事項 (略)</p> <p>(ア) 優先接種対象者等の感染リスクを防止するため、他の患者と分離する等の措置を講じる。</p> <p>(イ) ～ (エ) (略)</p> <p>(オ) 受託医療機関において、<u>新型インフルエンザの優先接種対象者等が他の患者から感染を受けることのないよう、十分配慮する。</u></p> <p>イ 接種の方法</p> <p>(ア) <u>新型インフルエンザの予防接種は、A型インフルエンザHAWクチン(H1N1株)を1回、又は1週間から4週間(4週間おおくことが望ましい。)の間隔をおいて2回注射するものとし、接種量は当該ワクチンの添付文書による。</u> <u>※) 接種回数については、臨床試験を行い、専門家による検討の結果、1回による接種の可能性もある。</u></p> <p>(イ) ～ (エ) (略)</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>(8) 予防接種後の措置</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 被接種者に対する接種が1回目の接種の場合は、受託医療</p>

改 正 後	現 行
<p>接種が必要と判断したものに対する接種が1回目の接種の場合、受託医療機関の医師は、1週間から4週間（4週間おおくことが望ましい。）の間隔をおいて2回目の接種を行うよう、説明する。また、1回目の接種の記録が示されている「新型インフルエンザ予防接種済証」を持参することを説明する。</p> <p>ウ (略)</p>	<p>機関の医師は、1週間から4週間（4週間おおくことが望ましい。）の間隔をおいて2回目の接種を行うよう、説明する。また、1回目の接種の記録が示されている「新型インフルエンザ予防接種済証」を持参することを説明する。</p> <p>※) 接種回数については、臨床試験を行い、専門家による検討の結果、1回による接種の可能性もある。</p> <p>ウ (略)</p>
<p>7 受託医療機関以外の場合で行う予防接種の留意事項</p> <p>(1) 実施計画の策定</p> <p>ア 受託医療機関は、受託医療機関以外の場合で接種を行う場合は、関係機関との協議の上、あらかじめ、<u>優先接種対象者数、接種場所、接種日時等</u>についての実施計画を策定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 接種用具等の準備</p> <p>接種用具等、特に注射針及び体温計等は、受託医療機関が準備する。</p> <p>(削除)</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項 予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、<u>被</u></p>	<p>7 受託医療機関以外の場合で行う予防接種の留意事項</p> <p>(1) 実施計画の策定</p> <p>ア 受託医療機関は、受託医療機関以外の場合で接種を行う場合は、関係機関との協議の上、あらかじめ、<u>優先接種対象者数、接種場所、接種日時等</u>についての実施計画を策定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 接種用具等の準備</p> <p>ア 接種用具等、特に注射針及び体温計等は、<u>受託医療機関が準備する。</u></p> <p>イ 注射器は、<u>2cc以下のものを使用する。</u></p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(6) 予防接種を受けることが適当でない状態の者への注意事項 予診を行う際は、<u>接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、優先</u></p>

改 正 後	現 行
<p>種者又はその保護者から被接種者の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確認に行う。</p> <p>(7) 市町村に対する報告 受託医療機関は、受託医療機関以外の場合で接種を行った場合は、実施日時、場所、接種対象者の範囲及び人数、安全対策等について、別紙様式6の「受託医療機関以外の場合での新型インフルエンザの予防接種の実施について」により速やかに市町村に届け出る。</p> <p>(8) (略)</p>	<p>接種対象者等又はその保護者から優先接種対象者等の健康状態、既往症等の申出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者の発見を確認に行う。</p> <p>(7) 市町村に対する報告 受託医療機関は、受託医療機関以外の場合で接種を行った場合は、実施日時、場所、優先接種対象者等の範囲及び人数、安全防止対策等について、別紙様式6の「受託医療機関以外の場合での新型インフルエンザの予防接種の実施について」により速やかに市町村に届け出る。</p> <p>(8) (略)</p>
8 副反応報告 (略)	8 副反応報告 (略)
9 接種費用の徴収 (1)、(2) (略)	9 接種費用の徴収 (1)、(2) (略)
10 予防接種の実施の報告 (略)	10 予防接種の実施の報告 (略)
11 その他 (略)	11 その他 (略)
(別紙1) (略)	(別紙1) 新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 (略)
(別紙2) 新型インフルエンザワクチンの接種に当たって 1、2 (略) 3 用法・用量・接種間隔について(国内産ワクチン) 13歳以上の方は0.5mLを皮下に1回注射します。また、13歳未満の方は、免疫効果を考慮して1週間から4週間(4週間お	(別紙2) 新型インフルエンザワクチンの接種に当たって 1、2 (略) 3 用法・用量・接種間隔について(国内産ワクチン) 0.5mL(6歳から13歳未満には0.3mL、1歳から6歳未満には0.2mL、1歳未満には0.1mL)ずつ、皮下に2回(注)注射します。な

改 正 後	現 行																		
<p>くことが望ましいと考えられています。)の間隔において、0.3 mL (1歳から6歳未満の方には0.2mL)を皮下に2回接種します。 <u>なお、基礎疾患を有する方は1回の注射としますが、著しく免疫反応が抑制されている方は、医師の判断により2回接種することがあります。</u> 他の生ワクチンの接種を受けた方は、通常、27日以上、また、他の不活化ワクチンの接種を受けた方は、通常、6日以上間隔を置いて本剤を接種してください。</p> <p>4～7 (略)</p>	<p>お、接種間隔は免疫効果を考慮すると1週間から4週間(4週間おくことが望ましい。)と考えられています。 他の生ワクチンの接種を受けた方は、通常、27日以上、また、他の不活化ワクチン(季節性インフルエンザワクチンを除く)の接種を受けた方は、通常、6日以上間隔を置いて本剤を接種してください。 <u>(注) 接種回数については、臨床試験を行い、専門家による検討の結果、1回による接種の可能はあります。</u></p> <p>4～7 (略)</p>																		
<p>(別紙様式2) 新型インフルエンザ予防接種予診票 <u>〈医療従事者(救急隊員を含む。)、妊婦、基礎疾患を有する者(高校生に相当する年齢の者以上)、1歳未満の小児の保護者、身体的な理由により接種が受けられない者の保護者等、高校生に相当する年齢の者、65以上の者対象〉</u></p> <p>4～7 (略)</p>	<p>(別紙様式2) 新型インフルエンザ予防接種予診票 <u>〈医療従事者(救急隊員を含む。)、妊婦、基礎疾患を有する者(高校生に相当する年齢の者以上)、1歳未満の小児の保護者、身体的な理由により接種が受けられない者の保護者等、高校生に相当する年齢の者、65以上の者対象〉</u></p> <p>4～7 (略)</p>																		
<p>診察前の体温 度 分</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1053 156 1117 548">住 所</td> <td data-bbox="1053 548 1117 2004"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>優先接種対象者等分類</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1053 156 1117 548">1. 医療従事者(救急隊員含む。)</td> <td data-bbox="1053 548 1117 2004">2. 妊婦</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1053 156 1117 548">3. 基礎疾患を有する者</td> <td data-bbox="1053 548 1117 2004">4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1053 156 1117 548">5. 高校生に相当する年齢の者</td> <td data-bbox="1053 548 1117 2004">6. 65歳以上の者</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	住 所		1. 医療従事者(救急隊員含む。)	2. 妊婦	3. 基礎疾患を有する者	4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等	5. 高校生に相当する年齢の者	6. 65歳以上の者	<p>診察前の体温 度 分</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1053 548 1117 2004">住 所</td> <td data-bbox="1053 156 1117 2004"></td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p>接種対象者分類</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1053 548 1117 2004">1. 医療従事者(救急隊員含む。)</td> <td data-bbox="1053 156 1117 2004">2. 妊婦</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1053 548 1117 2004">3. 基礎疾患を有する者</td> <td data-bbox="1053 156 1117 2004">4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1053 548 1117 2004">5. 高校生に相当する年齢の者</td> <td data-bbox="1053 156 1117 2004">6. 65歳以上の者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1053 548 1117 2004">7. 1～6以外の者</td> <td data-bbox="1053 156 1117 2004"></td> </tr> </table> <p>(略)</p>	住 所		1. 医療従事者(救急隊員含む。)	2. 妊婦	3. 基礎疾患を有する者	4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等	5. 高校生に相当する年齢の者	6. 65歳以上の者	7. 1～6以外の者	
住 所																			
1. 医療従事者(救急隊員含む。)	2. 妊婦																		
3. 基礎疾患を有する者	4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等																		
5. 高校生に相当する年齢の者	6. 65歳以上の者																		
住 所																			
1. 医療従事者(救急隊員含む。)	2. 妊婦																		
3. 基礎疾患を有する者	4. 1歳未満の小児の両親及び身体的理由により接種が受けられない者の保護者等																		
5. 高校生に相当する年齢の者	6. 65歳以上の者																		
7. 1～6以外の者																			

改 正 後 現 行

(別紙様式3) 新型コロナウイルス予防接種予診票
 〈小学校6年生以下の者対象〉

住 所	診察前の体温 度 分

(略)

<u>接種対象者分類</u>	1. 基礎疾患を有する者 2. 小児(1歳～就学前) 3. 小学校1年生～小学校3年生 4. 小学校4年生～小学校6年生 5. 1～4以外の者
年齢区分	1. 小児(小児～就学前) 2. 小学校1年生～小学校3年生 3. 小学校4年生～小学校6年生

(略)

(別紙様式2) 新型コロナウイルス予防接種予診票
 〈基礎疾患を有する者(小学校6年生以下の者)、1歳から就学前の小児・小学生対象〉

住 所	診察前の体温 度 分

<u>優先接種対象者等分類</u>	1. 基礎疾患を有する者 2. 小児(1歳～就学前) 3. 小学校1年生～小学校3年生 4. 小学校4年生～小学校6年生
年齢区分	1. 小児(小児～就学前) 2. 小学校1年生～小学校3年生 3. 小学校4年生～小学校6年生

(略)

(別紙様式4) 新型コロナウイルス予防接種予診票
 〈中学生対象〉

住 所	診察前の体温 度 分

(略)

(別紙様式4) 新型コロナウイルス予防接種予診票
 〈基礎疾患を有する者(中学生)、中学生対象〉

住 所	診察前の体温 度 分

(略)

改 正 後	現 行								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="223 156 287 313">保護者の氏名</td> <td data-bbox="223 313 287 2060"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="287 156 351 313">接種対象者分類</td> <td data-bbox="287 313 351 2060">1. 基礎疾患を有する者 2. 1 以外の者</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	保護者の氏名		接種対象者分類	1. 基礎疾患を有する者 2. 1 以外の者	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="223 313 287 313">保護者の氏名</td> <td data-bbox="223 313 287 2060"></td> </tr> </table> <p>(新設)</p> <p>(略)</p>	保護者の氏名			
保護者の氏名									
接種対象者分類	1. 基礎疾患を有する者 2. 1 以外の者								
保護者の氏名									
<p>(別紙様式 5)</p> <p>新型インフルエンザ予防接種済証</p> <p>接種対象者の範囲 ※該当する接種対象者の範囲を○で囲んでください。 医療従事者 ・ 基礎疾患を有する者 ・ 妊婦 1 歳～小学校 3 年生 ・ 1 歳未満の小児の両親 優先接種対象者等のうち身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等 ・ 小学 4 年生～6 年生 中学生 高校生の年齢に該当する者 ・ 65 歳以上の者 上記以外の者</p> <p>(略)</p>	<p>(別紙様式 5)</p> <p>新型インフルエンザ予防接種済証</p> <p>優先接種対象者等の範囲 ※該当する優先接種対象者等の範囲を○で囲んでください。 医療従事者 ・ 基礎疾患を有する者 ・ 妊婦 1 歳～小学校 3 年生 ・ 1 歳未満の小児の両親 優先接種対象者等のうち身体的な理由により予防接種が受けられない者の保護者等 ・ 小学 4 年生～6 年生 中学生 高校生の年齢に該当する者 ・ 65 歳以上の者</p> <p>(略)</p>								
<p>(別紙様式 6)</p> <p>受託医療機関以外の場での新型インフルエンザの予防接種の実施について</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 313 1197 313">実施場所の住所・名称</td> <td data-bbox="1077 313 1197 2060"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1197 313 1276 313">接種対象者の別</td> <td data-bbox="1197 313 1276 2060"></td> </tr> </table>	実施場所の住所・名称		接種対象者の別		<p>(別紙様式 6)</p> <p>受託医療機関以外の場での新型インフルエンザの予防接種の実施について</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1077 313 1197 313">実施場所の住所・名称</td> <td data-bbox="1077 313 1197 2060"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1197 313 1276 313">優先接種対象者等の別</td> <td data-bbox="1197 313 1276 2060"></td> </tr> </table>	実施場所の住所・名称		優先接種対象者等の別	
実施場所の住所・名称									
接種対象者の別									
実施場所の住所・名称									
優先接種対象者等の別									

改 正 後	現 行
接種者数 ~~~~~	接種者数 ~~~~~
(別紙様式7) (略) (別紙様式8) 新型インフルエンザ接種者報告書(受託医療機関用) ~~~~~ 65歳以上の者 1歳未満の者 上記以外の者 合計 (略)	(別紙様式7) 新型インフルエンザ予防接種後副反応報告書 (別紙様式8) 新型インフルエンザ接種者報告書(受託医療機関用) ~~~~~ 65歳以上の者 合計 (新設) (新設) (略)
(別紙様式9) 新型インフルエンザ接種者報告書(市町村用) ~~~~~ 65歳以上の者 1歳未満の者 上記以外の者 合計 (略)	(別紙様式9) 新型インフルエンザ接種者報告書(市町村用) ~~~~~ 65歳以上の者 合計 (新設) (新設) (略)
(別紙様式10) 新型インフルエンザ接種者報告書(都道府県用)	(別紙様式10) 新型インフルエンザ接種者報告書(都道府県用)

改 正 後		現 行	
65歳以上の者		65歳以上の者	
1歳未満の者		合計	
上記以外の者		(新設)	
合計		(新設)	
(略)		(略)	